

# 知内町森と緑の会 緑化活動支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、知内町の自然保護と環境緑化を推進し郷土発展に寄与することを目的とし、緑化事業を自ら計画し、及び実施する団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、次条に規定する緑化事業を実施する次に掲げる団体とする。

- (1) 町内に居住する人が代表者である町内の団体
- (2) 町内に主たる事務所を有する法人

## (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する緑化事業とする。

- (1) 知内町森と緑の会の活動趣旨に基づく樹木の植栽等を行う事業。
- (2) 環境保全若しくは緑化の推進に係る教育、研修若しくは啓発活動又は緑化計画の調査若しくは立案を行う事業。
- (3) 特定個人及び団体のみ利益目的ではない事業であること。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（講師又は専門家への謝礼をいう。）
- (2) 旅費（補助対象事業の実施者、講師又は専門家の旅費又は宿泊費をいう。）
- (3) 消耗品費（事務用品、園芸用品その他の消耗品の購入費をいう。）
- (4) 印刷製本費（冊子、ポスター又はチラシの作成費をいう。）
- (5) 通信運搬費（郵送料、運搬料又は電信電話料をいう。）
- (6) 委託料（草花若しくは樹木の植栽又は緑化計画の策定若しくは調査に係る委託料をいう。）
- (7) 使用料及び賃借料（会場の借上料又は機材の賃借料をいう。）
- (8) 工事請負費（植栽地の整地に係る委託料をいう。）
- (9) 原材料費（花苗、樹木、肥料、支柱、木杭、土留め板その他の原材料の購入費をいう。）
- (10) 備品購入費（水やり用のタンクその他の備品の購入費をいう。）
- (11) その他補助対象事業の実施に関し会長が必要と認める経費

## (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし（当該額に1,000円未満の端

数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の年度につき1団体当たり1回とする。

(交付申請書)

第6条 交付申請時に会長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費の内訳が分かる書類(見積書の写し、支出内訳表等をいう。)
- (2) 補助対象事業を行う場所が分かる書類

(実績報告書)

第7条 実績報告に必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の領収書等の写し
- (3) 事業内容の写真など

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から実施する。